解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年五月八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

福島県白河市新白河三丁目一七番地

特定非営利活動法人白坂ころんぷす

清算人　松岡　春雄

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年十一月一日に群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

群馬県安中市安中一丁目二三番一三号

清算法人横野平土地改良区

清算人代表　遠間　真也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

名古屋市東区代官町二五番一三号

財団法人陶和福祉会

代表清算人　布目　健次

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十二年十月二十九日山口県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

山口県長門市東深川一三三九番地二

長門市土地開発公社

代表清算人　阿野　徹生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十二年九月一日付北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

札幌市中央区南一五条西一四丁目二番三〇号

医療法人社団笹川外科医院

清算人　笹川　勝次

解散公告（第三回）

当法人は、組合員が三人未満となったことにより、平成十九年九月十九日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

大分市大字中戸次六〇九五番地の一

農事組合法人豊州きのこ開発組合

清算人　畷野智恵子

配当公告

北海道勇払郡安平町追分向陽一二三番地一

破産者　有限会社柳沼建材

右の者に対する札幌地方裁判所苫小牧支部平成二十一年（フ）第一一九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二〇一、八四二、一〇五円

一、配当をすることができる金額

金七、四五三、二五一円

平成二十二年十一月二十五日

札幌市中央区大通西一四丁目北日本南大通ビル六階

破産管財人　中嶋　恭介

配当公告

東京都世田谷区池尻三丁目三〇番四号

破産者　タカシ不動産株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成十六年（フ）第一五九八一号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金三七二、一一六円

一般破産債権

金一、四五八、四六一、二二四円

一、配当することのできる金額

優先債権　金三七二、一一六円

一般破産債権　金一、一五二、一七六円

平成二十二年十一月二十五日

東京都千代田区神田須田町一丁目一六番本郷ビル八階みどり法律事務所

破産管財人　厚井乃武夫

配当公告

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号

破産者　株式会社ギンガネット

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年（フ）第三六二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一三、四二二、八〇八円

一、配当することのできる金額

金二六、〇一九、六二四円

平成二十二年十一月二十五日

大阪市北区西天満一丁目一〇番一四号西天満あさひビル二階

破産管財人　木村　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字豊崎町字下永福寺二四番地一、最後の住所青森県八戸市長者二丁目八番三一号

被相続人　亡　及川　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

青森県八戸市根城七丁目一一番三三号弁護士法人あおば綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡壬生町大字安塚八七三番地三二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　金田　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

栃木県鹿沼市千渡二三一五番地一一

事務所　栃木県鹿沼市文化橋町二三〇〇番地一〇

相続財産管理人　司法書士　秋澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市八幡町三八三八番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目八番五号

被相続人　亡　中村　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目六番三八号

花磯ビル三〇一　秋山誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区駒岡二丁目八一七番地、最後の住所長野県長野市箱清水二丁目二八番六号

被相続人　亡　氏家　ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

長野市大字西尾張部一〇〇四番地三

相続財産管理人　司法書士　今井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東住吉区杭全一丁目三三一番地、最後の住所大阪市東住吉区杭全七丁目二番二九号

被相続人　亡　山崎　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

大阪市中央区北浜二丁目二番二一号中央三井信託ビル七階

相続財産管理人弁護士　宮本　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区御津新庄三〇二八番地、最後の住所岡山市東区大多羅町九〇番地四五

被相続人　亡　江田　澄香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月二十五日

事務所岡山市北区南方一丁目七番二一号SUMIKAビル二階みどり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙﨑　和美